

社会保険

こうち

Tosa Kochi

3

2013



- 日本年金機構からのお知らせ 2～3
- 協会けんぽ高知支部からのお知らせ 4
- 社会保険事務講習会開催のお知らせ 5
- 健康づくり宿毛湾船釣り大会のお知らせ 6

職場内で回覧しましょう!

★名称変更のお知らせ

財団法人高知県社会保険協会は、新公益法人制度の施行にともない、平成 25 年 4 月 1 日に一般財団法人へ移行し、名称を「一般財団法人高知県社会保険協会」と変更いたします。一般財団法人へ移行しましても、事業内容は今までと変わりなく各種事業を実施してまいりますので、今後ともご理解ご協力をお願いいたします。

◆◆日本年金機構からのお知らせ◆◆

◆◆老齢厚生年金の請求と在職中の手続き◆◆

◆ 年金の請求

年金を受け取るためには年金の請求が必要です。厚生年金加入期間が1年以上あり、老齢厚生年金の受給資格期間（年金を受けるのに必要な期間）を満たしている場合は、生年月日により 60 歳以降 65 歳までの間に老齢厚生年金の一部が支給されます。これを特別支給の老齢厚生年金といいます。

特別支給の老齢厚生年金の受給権（年金を受ける権利）が発生しましたら、年金請求の手続きを行うようお願いします。（特別支給の老齢厚生年金の請求時期を遅らせても年金は増額されません。）

特別支給の老齢厚生年金の受給権がある方には、支給開始年齢の誕生月の3か月前に、手続きのための請求書が日本年金機構本部から送付されます。特別支給の老齢厚生年金の受給権があるにもかかわらず請求書が送付されない場合や事前送付用の年金請求書を紛失した場合は、「ねんきんダイヤル」（TEL 0570-05-1165）へお問い合わせください。当初送付しております年金加入記録等が印字された年金請求書は再交付ができないため、それに代わるものとして、被保険者記録照会回答票と通常の年金請求書（手書き用の白紙のもの）を送付いたします。

◆ 在職中の手続き

就職、標準報酬の改定、退職などについては、事業所からの被保険者関係の届出により年金額が改定となりますので、年金を受け取られているご本人からの手続きは必要ありません。

一方、雇用保険の失業給付や高年齢雇用継続給付を受給する場合は、年金を受け取られているご本人からの届出が必要になります。

受給資格期間や支給開始年齢ほか年金給付の詳細については、日本年金機構ホームページ (<http://www.nenkin.go.jp/>) をご覧ください。

◆◆退職時の厚生年金保険から国民年金への切替えと保険料納付について◆◆

厚生年金保険に加入していた方（20歳以上60歳未満）が退職（失業）された後は、ご本人が、お住まいの市町村役場で国民年金の加入手続きを行い、ご本人により保険料を納めることになります。

ただし、保険料を納めることが経済的に困難な方には、退職した年度および翌年度に限り利用することができる「**特例免除制度**」があります。

なお、被扶養配偶者におかれましては、国民年金第3号被保険者から第1号被保険者に種別変更を行う必要がありますので、同様に市町村役場に届出をお願いします。

◎詳しくは、お住まいの市町村役場または年金事務所までお問い合わせください。

◆◆事業主の皆様へ◆◆

知っておきたい“適用関係届等のQ&A”

Q1. パートタイマーは健康保険・厚生年金保険の被保険者になりますか？

A. パートタイマーの場合は、就労の形態や内容を総合的に考えて、常用的使用関係にあると認められれば被保険者となります。

常用的使用関係にあるかどうかの目安としては、①1日または1週間の勤務時間と②1か月の勤務日数が、それぞれ同様の業務に従事する正社員のおおむね4分の3以上ある場合は、被保険者となります。

以上のとおり、パートタイマーでも一定の条件を満たす場合は、健康保険・厚生年金保険の加入が義務付けられていますので、事業主の皆様は、適正に届出をされるようご確認をお願いいたします。

Q2. 試用期間中は健康保険・厚生年金保険の被保険者になりますか？

A. 入社後、従業員としての適格性をみるため、就業規則で一定期間の試用期間を定めている事業所がありますが、この期間は健康保険法、厚生年金保険法で規定している「臨時の雇用期間」に該当しないため、たとえこの期間が1か月でも被保険者の加入手続きを行わなければなりません。

例えば、4月1日から試用期間として入社した方が、7月1日から正社員になった場合、被保険者の資格取得年月日は4月1日になります。

Q3. 新入社員はいつから健康保険・厚生年金保険の被保険者になりますか？

A. 新入社員は、入社日など事実上の使用関係に入った日が、被保険者の資格取得年月日となります。「事実上の使用関係に入った日」とは、報酬が発生する日をさします。

例えば、4月1日に採用され、4月10日に勤務を始めた場合は、給与・賃金の支払関係により資格取得年月日が決められます。

例：①1か月の給料が支払われる場合 → 資格取得年月日は4月1日
②日割り計算で給料が支払われる場合 → 資格取得年月日は4月10日

◎詳しくは、年金事務所・厚生年金適用調査（徴収）課にお問い合わせください。

◆◆高知県内年金事務所のご案内◆◆

高知東年金事務所	TEL 088-831-4430	〒780-8556	高知市棧橋通4-13-3
高知西年金事務所	TEL 088-875-1717	〒780-8530	高知市旭町3-70-1
南国年金事務所	TEL 088-864-1111	〒783-8507	南国市大桶甲1214-6
幡多年金事務所	TEL 0880-34-1616	〒787-0023	四万十市中村東町2-4-10

協会けんぽ高知支部からのお知らせ

健康保険証の回収・届出をお願いします

在職時にお持ちの保険証は、**退職日までしか使用できません**。従業員の方が退職される時には、必ず健康保険証（扶養家族の分含む）の回収をお願いいたします。

回収後の健康保険証は、**資格喪失届に添付の上、速やかに日本年金機構へご提出ください**。

ご退職後の健康保険について

退職後の健康保険には、

「協会けんぽの任意継続」、「国民健康保険」、「ご家族の健康保険（被扶養者）」

の3つの方法があります。毎月納める保険料などを比較のうえ、選択された健康保険でご加入のお手続きをお願いします。

加入先	協会けんぽの任意継続	国民健康保険	ご家族の健康保険（被扶養者）
お手続き先	お住まいの都道府県の協会けんぽ支部	お住まいの市区町村の国民健康保険担当課	ご家族の勤務先
加入条件	<ul style="list-style-type: none"> 退職日までに被保険者期間が継続して2か月以上あること 退職日翌日から20日以内に手続きすること 	お住まいの市区町村の国民健康保険担当課にお問い合わせください。	<ul style="list-style-type: none"> ご家族が加入している健康保険の扶養の条件を満たす必要があります。 ご家族の勤務先にお問い合わせください。
健康保険料	保険料は、退職前に控除されていた保険料を倍にした額になります。 ※ただし、保険料の上限があります。またお住まいの都道府県と退職前に加入されていた協会けんぽの都道府県が異なる場合等、2倍にした額とならない場合があります。	<ul style="list-style-type: none"> 保険料は加入する世帯の人数や、前年の所得などによって決まります。 お住まいの市区町村により保険料額が異なります。 非自発的退職者の場合、保険料の減免措置があります。 	被扶養者の保険料負担は、ありません。



協会けんぽの任意継続の加入期間中は、国民健康保険に加入する、ご家族の被扶養者になるという理由では途中でやめることはできませんので、ご加入前にご検討ください。

★★★平成25年度 特定健康診査&生活習慣病予防健診のご案内★★★

特定健康診査受診券をご自宅へ送付します！（40歳から74歳までの被扶養者様）



- 協会けんぽに登録されている被保険者様の住所へ送付します。
- 平成25年1月半ば時点で協会けんぽに登録されている、被扶養者情報をもとに受診券を発券しています。

☆受診券の送付は平成25年4月以降です。

- 1月以降、新たに扶養になった方や受診券を紛失された方は、受診券申請書にて交付申請をいただく必要があります。
- 宛先不明等の理由で被保険者様のご自宅にお届けできなかった受診券は**事業主様宛に送付します**ので、被保険者様を通じ、被扶養者様のお手元に届くようご協力をお願いします。

生活習慣病予防健診の協会けんぽへの申込受付が早まります！（35歳から74歳までの被保険者様）

- ☆インターネットサービス（情報提供サービス）を利用する場合
 - 健診対象者データダウンロード：平成25年2月25日（月）～
 - 健診対象者データアップロード：平成25年3月1日（金）～（健診申込み）

☆手書用の申込書でも3月1日（金）より受付可能です。

- 従来より送付している**対象者名を印字した申込書**は、印刷の都合上、例年と同様、**3月末以降**に順次事業主様へお送りします。



インターネットサービスの利用には、**事前にID・パスワードの取得が必要です**。

※健診機関によっては**3月末まで健診の予約受付ができない健診機関もあります**。申込みをするにあたっては健診機関にご確認ください。

健診の内容や健診実施機関の一覧などの詳細は、協会けんぽホームページ（<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>）および、送付予定のパンフレット等をご覧ください。

財団法人 高知県社会保険協会からのお知らせ

社会保険事務講習会の開催について

社会保険加入事業所の事務担当者を対象として「社会保険事務講習会」を開催することといたしましたので、ご案内します。是非お申し込みください。

① 開催会場・日程（13:30～16:00）、受付（13:00～）

会場	住所	開催日	備考
サンピアセリーズ	高知市高須砂地155	平成25年6月3日(月)	
高知会館	高知市本町5-6-42	平成25年6月5日(水)	駐車場有料
中村地区建設協同組合会館	四万十市右山元町3-3-26	平成25年6月7日(金)	

※ご来場の際は、お車の乗り合わせ或いは公共交通機関のご利用にご協力をお願いします。

- ② 講習内容 (1) 算定基礎届・月額変更届について
(2) 60歳以後の年金額調整のしくみについて
- ③ 講師 日本年金機構年金事務所職員
- ④ 定員 6月3日及び5日、100名
(先着順とし、定員に達し次第締切りとさせていただきます。)
6月7日、50名
(先着順とし、定員に達し次第締切りとさせていただきます。)
- ⑤ 申込期限 平成25年5月15日(水)
- ⑥ 申込方法 下記申込書に必要事項をご記入のうえ、お申し込みください。
(コピー・FAX可)
- ⑦ 受講費用 無料
- ⑧ お申し込み・お問い合わせ先
〒780-0861 高知市升形9-47 MRビル2階
財団法人 高知県社会保険協会
TEL 088(820)8171 FAX 088(821)4055

社会保険事務担当者講習会受講申込書 (FAX可)

事業所名		フリガナ	
事業所記号	—	受講者氏名	
所在地	〒	受講希望日 (ご希望の日を ○で囲んで下さい。)	平成25年6月3日(月) 平成25年6月5日(水) 平成25年6月7日(金)
電話番号	()		

健康づくり事業 第26回 宿毛湾船釣り大会

- 主催／(財)高知県社会保険協会
後援／船釣同好会・幡多社会保険委員会
- 日時／平成25年5月12日(日) 小雨決行、但し荒天の場合は順延
- 参加資格／各年金事務所及び全国健康保険協会高知支部の健康保険・厚生年金保険適用事業所の事業主及び被保険者の方々に限らせていただきます。
- 個人負担／1人1,500円(当日受付時に徴収) サシ餌・氷は個人もち
- 募集人員／30名程度(1事業所5名まで)
- 申込先／(財)高知県社会保険協会
- 申込締切／平成25年4月17日(水)
- 集合場所／宿毛市片島丸島岸壁
- 受付／平成25年5月12日午前6時00分より集合場所で受付(6時30分に出港します)
- 審査時間／当日の午後3時～3時30分(集合場所にて)
- 表彰／大漁賞(総重量)
大物賞、特別賞(イセギ・タイ)
- エサ／エサのアミエビは参加者1人2個主催者が支給(当日集合場所にて)
- お願い／1) ライフジャケットは原則として着用お願いします。
2) 物を海に投げ捨てないように、マナーを守りましょう。
- その他／1) 参加を中止される方は5月1日(火)までに必ず連絡して下さい。

**4月17日(水)までに
申込みを**



切り取り

健康づくり事業 第26回 宿毛湾船釣り大会 参加者申込書

参加者氏名	生年月日	健保記号番号	住所	電話番号

上記のとおり申し込みします 平成 年 月 日

事業所所在地
 事業所名称
 事業所記号
 申込責任者氏名

事業所電話番号
 ④ 電話番号

● 申込書送り先
FAXにて申し込み可
 〒780-0861
 高知市升形9-47
(財)高知県社会保険協会
FAX (088) 821-4055

第三一三号 ●平成二十五年三月発行 ●発行／(財)高知県社会保険協会 ●記事提供／高知東年金事務所・全国健康保険協会高知支部